

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
令和元年度 第1回理事会議事録

1. 開催日時 令和元年6月7日(金) 10:35~13:20
2. 開催場所 TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンター4階
カンファレンスルーム 4B
東京都港区虎ノ門 1-4-3 NT 虎ノ門ビル
3. 出席者
(理事) 赤池 昭紀、菅野 純、田辺 功、藤垣 哲彦、堀内 龍也、
望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、吉田 武美
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿
(来賓) 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 安川 孝志薬事企画官
(事務局) 清水 亨事務局長、田中 美香、鈴木 春美
唐沢公認会計士事務所 唐沢 昌敬、円城寺 大樹、嶋崎 一議

4. 議 案

- ・第1号議案 平成30年度事業報告に関する件
- ・第2号議案 平成30年度収支決算報告に関する件
- ・第3号議案 理事会規程の一部改正に関する件
- ・第4号議案 薬剤師認定制度委員会規程の一部改正に関する件
- ・第5号議案 理事の改選に関する件
- ・第6号議案 薬剤師認定制度委員会委員の選任に関する件
- ・第7号議案 令和元年度定時社員総会の開催に関する件
- ・第8号議案 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会に係る認定制度の認証に関する件

5. 事前配付資料

- (1) 第1号議案 平成30年度事業報告書案
- (2) 第2号議案 平成30年度収支決算報告書案、平成30年度監査報告書
- (3) 第3号議案 理事会規程一部改正案
- (4) 第4号議案 薬剤師認定制度委員会規程一部改正案
- (5) 第5号議案 理事候補者名簿案
- (6) 第6号議案 薬剤師認定制度委員会委員候補者名簿案
- (7) 第7号議案 令和元年度定時社員総会の開催に関する件
- (8) 第8号議案 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度に関わる認定制度委員による評価結果総括

報告書他

6. 当日配布資料

- (1) 令和元年度第1回理事会議事次第
- (2) 認定薬剤師認定証発給数（過去3年間及び累計）
- (3) 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度に関わる認定制度委員による評価結果総括報告書（差し替え）

7. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者について報告を行った。理事総数12名中9名の出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。併せて、本日は齊藤監事、三輪監事が出席であること、唐沢公認会計士事務所から唐沢所長、円城寺氏及び嶋崎氏が出席していること、内山顧問は欠席であることを報告した。また、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から安川薬事企画官が出席されている旨を報告した。また、理事候補として内諾いただいている俵木登美子氏がオブザーバーとして出席されている旨を報告した。

理事会開会にあたって、吉田代表理事が出席者に謝意を述べ、当日配布資料の認定薬剤師認定証発給数について研修プロバイダー及び認定証発給数の年次別及び累計の状況を説明した。次いで、安川薬事企画官から医薬品医療機器等法、薬剤師免許取得後の卒後教育の在り方、薬剤師の需給動向に関する調査・研究結果の報告書など最近の薬務行政に関する取り組みの説明があった。

清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行なった後、吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進め、第1号議案平成30年度事業報告書と第2号議案平成30年度収支決算報告書については、定時社員総会で承認等を受けたのち各種の関連資料とともに、今月末締め切りの内閣府公益認定等委員会への報告事項であることを述べた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 平成30年度事業報告に関する件

議長より事前配布の事業報告書に従い、説明がなされた。説明に先立ち誤字の訂正が1カ所行われた。

本法人の事業概要は、公益目的である「地域社会の健全な発展に貢献する薬剤師の自主的学習を支援するために実施される各種の薬剤師生涯研修・認定制度の質的水準の確保」を達成するために

- 1) 薬剤師生涯研修・認定制度に対する基準の設定、評価チェックリスト及び

指針（ガイドライン）の作成、その他評価基準及びその改善、普及に関連する事業

2) 薬剤師生涯研修・認定制度の実施機関からの申請に基づき、制度の内容等
を評価し、基準に適合する制度を認証し公表する事業

を行うことであり、それに関連して以下の説明があった。研修認定薬剤師認定証の発給数は平成30年度も約3万6千枚となっていることを当日配布資料で示した。薬剤師は、地域包括ケアシステムの中で、終末期医療・ケアへとシームレスに関与していくことの重要性が議論されているとした。また、令和元年は、本法人の設立から15年目にあたり、記念事業を実施する委員会を設置することを述べた。

会議関連事項では、第1回~第4回理事会、第1回及び第2回書面理事会、定時社員総会、薬剤師認定制度委員連絡会を開催したことについて、各会議の概要を説明した。その中で、既認証の認定制度をフォローアップするために認定制度委員の増員や事務局体制の強化を図る方向にあることを述べた。

事業関連事項では、現在31の研修プロバイダーを認証しており、年度毎研修事業概要書の提出があること、それをもとにフォローアップを強化することを述べ、また事業内容として、薬剤師生涯研修・認定制度に関連する基準等の見直しと改善、認証申請書記載ガイドラインの見直しを行ったこと、新規に本法人の紹介パンフレットを作成し、各方面へ配布していることを述べた。

認証事業関連では、2件の認証更新申請が認定制度委員の評価報告書に基づいて理事会で承認されたことを述べた。

その他として、平成30年9月29日に事務所の移転を完了し、それに伴う東京法務局への登記を済ませたこと、さらに内閣府公益認定等委員会への電磁的報告を行ったこと、「事務所移転のお知らせ」を本法人役員、研修実施機関、薬系大学・薬学部、薬学・薬剤師関連学術団体、職能団体に送付したことを述べた。さらに、本年度から定時社員総会と認定薬剤師認証機関協議会（CAPEP）を同一の日に開催することを述べた。

質疑応答の後、議長から本議案について諮ったところ、文言等2カ所を訂正することとし、全員異議なく承認された。

(2) 第2号議案 平成30年度収支決算報告に関する件

議長より、本議案に関して清水事務局長に説明を求めた。平成30年度の収支決算については、清水事務局長及び唐沢公認会計士事務所の円城寺氏が、事前配付資料の収支決算報告書について、収支計算書、財務諸表等に基づき報告した。

まず、清水事務局長が収支計算書により、収入に関しては、正会員、特別会員及び個人特別会員の会費、認証申請会費等に関し、予算との主な相違点を含め説明した。当日配布資料の研修認定薬剤師認定証発給数に記載の通り、認定証発給数の大幅な増加に伴い、正会員会費の増収があり、また雑収入として事務所移転に伴う転出補償費等があり、平成29年度に引き続き本年度も事業活動収入額は予算額と比較し770万円余の増収になったと説明した。支出に関しては、事業費支出及び管理費支出の各項目の説明があり、予算との対比で差が出ている科目の内、諸謝金支出は新規認証申請がなかったためであること、賃借料支出は新事務所の事務所借料が少なかったこと等によるものとの説明があった。このため、事業活動支出額は予算額と比較し710万円余の減額となり、事業活動収支差額は1490万円余となった。

次いで、円城寺氏より、財産目録、貸借対照表、付属明細書及び正味財産増減計算書の説明がなされ、流動資産の一部1700万円を基本財産に繰り入れることを述べた。財産状況及び収支状況については、法人の財務に関する公益認定の基準（収支相償、事業費率及び遊休財産額の保有制限の判定）を満たしており、適合していることを説明した。

続いて齊藤監事より、事前配布資料の平成30年度監査報告書に基づき、事業報告書、収支決算書及び理事の職務執行は適正である旨の報告がなされた。

質疑応答の後、議長から本議案について諮ったところ、全員異議なく原案通り承認された。

なお、三輪監事より、本議案の監査報告に関連して、本法人の事業として、従来の研修制度の認証のみではなく、今後薬剤師の将来像を描けるような事業活動を行っていくことを進めることが望ましいとの発言があった。齊藤監事から三輪監事指摘の事業は定款第4条第1項第2号に規定されている旨の付言があった。

(3) 第3号議案 理事会規程の一部改正

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長より事前配布資料をもとに、第5条第3項に「理事会の議長は代表理事がおこなう」と規定されているが、代表理事が欠けたときや不在のときの条項がないことから、第5条に関し、現在の第4項を第5項とし新たに第4項として「代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席理事から互選されたものが議長としてこれにあたる。」を加えたい旨を述べた。議長から、本議案に関して諮ったところ、齊藤監事から新しい第4項の文言を「前項に関わ

らず、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。」とする方が文意が明瞭になるのではないかとの提案があった。

議長がこの修正案を諮ったところ、全員異議なく承認された。

(4) 第4号議案 薬剤師認定制度委員会規程の一部改正

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長より事前配布資料をもとに、第2条に第3項を追加すること、認定制度委員の員数の上限を45名にすること、継続的評価・指導の条項を設け、第8条を追加したい旨を説明した。

議長より、本議案について意見を求めたところ、齊藤監事より、改正案第8条第1項は認証を受けた認定制度の実施母体が行うことであり、認証事業実施要項に規定すべきであること、及び条文の用語が本法人が用いている用語と一部異なることから、用語の統一を図るべきであることが指摘された。

議長より、本議案については、第3条第1項の委員の員数の上限の増加及び付則第2項の施行期日を承認いただいたうえで上記指摘事項は保留とし、その内容を整理して書面理事会に諮りたいとの提案があり、議長から本提案について諮ったところ、全員異議なく提案通り承認された。

オブザーバーの俵木登美子氏が退席した。

(5) 第5号議案 理事の改選

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長より事前配布の理事候補者名簿案をもとに、重任を内諾した11名の理事を、また、新たに理事就任を内諾した俵木登美子氏については略歴を照会した後、それぞれを理事候補として6月28日（金）開催の令和元年度定時社員総会に諮りたい旨を説明した。

三輪監事から、本議案の事前配布資料の表題は役員名簿となっているが、内容は理事のみであるので表題は理事名簿案とするべきであるとの指摘あり、そのように訂正することとした。

議長から本議案について諮ったところ、全員異議なく提案通り承認された。

(6) 第6号議案 薬剤師認定制度委員会委員の選任

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長より事前配布の薬剤師認定制度委員会委員候補者名簿をもとに、継続委員25名及び新規委員10名を提案し、新規委員については履歴書が提出されており、要望があれば開示できることを説明した。

議長から本議案について諮ったところ、全員異議なく提案通り承認された。

(7) 第7号議案 定時社員総会の開催

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長から定時社員総会は、6月28日（金）午後1時より、日本薬学会長井記念館地下ホールにて開催予定で、本理事会で承認された第1号議案、第2号議案、第5号議案及び平成30年度第4回理事会において提案された平成31年度会費の規程に関する件を提出議案とすることにしたい旨の説明があった。引き続き、吉田代表理事から、特別会員である日本病院薬剤師会には、平成30年度第4回理事会の後、改めて令和元年度特別会費の拠出を要請したが、了承を得るに至らなかった旨の報告があった。

本議案に関して、齊藤監事より、会費の規程は第4回理事会では保留とされていること、また、定款第7条に、社員は「社員総会において別に定める額を支払う義務を負う」と規定されているところ、特定の特別会員の会費を無料にすることは定款の主旨に反するのではないかとの発言があった。

堀内理事及び三輪監事から、特別会員は本法人の設立の際の六者懇のメンバーであり、質の高い薬剤師認定制度を確立するため、本法人の運営をサポートする特別会費を拠出することが合意された。従って認定者数が増えて本法人の安定的な運営が可能となったときは、特別会費の見直しは会員を平等に取扱うべきであり、日本病院薬剤師会にはその意義及び趣旨を再度説明し、理解を得るべきであるとの発言があった。

議長より、会費の規程に関しては再度保留とし、改めて日本病院薬剤師会と会費に関する折衝を進め、整理した上で書面理事会に諮り承認を頂いたのち、定時社員総会に提案することを条件として、本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

なお、特別会員の制度は本法人にとって重要な問題であるので、次回理事会においてその在り方について審議することとなった。

(8) 第8号議案 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会に係る認定制度の認証に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事に説明を求めた。山田認証担当理事から事前配布資料の評価結果総括報告書、肯定的評価、評価コメント及び回答、定款について説明があった。本議案は、特定領域の認定制度であるが、評価委員からの数多くの質問やコメントがあり、それに対して申請者から真摯に回答はされているが、理事会に提出する議案として整理するまで時間がかかったことを述べた。総合評価としては本制度を承認したいと報告した。

議長より、本議案について意見を求めたところ、申請書の記載に「糖尿病薬物療法認定薬剤師・准認定薬剤師」とあるが、認証対象の認定制度は糖尿病薬物療法認定薬剤師制度であり、本法人として准認定薬剤師を承認することは問題があること、「准認定薬剤師」は学会独自の制度であることを明確にするため、特定領域認定制度認証申請書から准認定薬剤師に関する記述を削除し、参考資料として添付するべきこと、申請学会が独自に認定した薬剤師に「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」など本法人の事業と誤認される恐れのある名称を付すことは不適切であることなどが指摘された。

議長より、本議案は保留として、申請書から准認定薬剤師の記述を削除すること、准認定薬剤師の名称を誤解される恐れのないものに変更することなど、申請書及び添付資料の構成・記載内容に関して申請者と調整を行い、その結果に基づいて評価結果総括報告書を作成し、再度理事会において議案として諮りたい旨の提案があり、全員異議なく承認された。

8. その他

清水事務局長が次回の令和元年第2回理事会は9月20日（金）、第3回は12月13日に（金）に開催を予定していることを告げた。会場は未定であるとした。また、定時社員総会は、6月28日（金）日本薬学会館長井記念館地下ホールにおいて午後1時から3時まで開催され、その後、認定薬剤師認証機関協議会（CAPEP）が開催されることを述べた。

9. 閉会

以上の議事を終え、13時20分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和元年6月7日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 三輪 亮寿 印

監 事 齊藤 勲 印